

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の経過

(1) 令和6年の人事院勧告のポイントは以下の通り。

- ① 民間給与との較差(2.76%)を解消するため俸給表を引上げ改定
 - ② 民間の支給状況に見合うようボーナスを0.10月分引上げ
 - ③ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
- なお、①、②は令和6年4月1日実施、③は令和7年4月1日実施とされている。

(2) 飯田市においては、政府が12月17日に人事院勧告どおり実施する旨閣議決定したことを受け、令和6年飯田市議会第4回定例会において人事院勧告に基づく月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行う条例改正を行った。

(3) 本改正は、人事院勧告等で令和7年4月から実施するとされたものについて、飯田市職員の給与に関する条例等の改正を行うもの。改正する条例は次の4本。

- ア 飯田市職員の給与に関する条例
- イ 職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例
- ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- エ 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 改正の内容

(1) 給料表の最低水準の引上げ

条例改正案の第1条中、別表関係。

初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額を引上げ。

(2) 職責重視の給料体系の見直し

各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消。昇格による給与上昇を基本とし、昇格時の給料上昇幅を拡大。

(3) 諸手当の見直し

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を充実。2年間で段階的に実施。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行政給料表8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし。

イ 通勤手当

支給限度額を15万円に引上げ。

ウ 管理職員特別勤務手当

管理職員の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

エ 再任用職員への手当支給の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給。支給額は、一般職員と同様。

オ 特定任期付職員のボーナス拡充

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給。